

## マレーシア知的財産公社の特許 審査体制



Shearn Delamore & Co  
(マレーシア総合法律事務所)

Zaraihan Anne NG  
Shaari Yuin Yuin  
(パートナー (リーガルエグ  
ゼクティブ) 弁護士 弁理士)

Shearn Delamore & Co は 1905 年に設立されたマレーシアを代表する総合法律事務所である。Zaraihan Shaari 氏は Shearn Delamore & Co のパートナーであり、特許の権利化や特許訴訟等、知的財産分野において幅広い分野で活躍している。Anne NG Yuin Yuin 氏は英国での商標保護に関わる経験を有しており、2017 年に Shearn Delamore & Co に加入してからは、訴訟問題を含め、知的財産アドバイザーとして従事している。

### 1. マレーシア政府における特許庁の位置付け

1983 年まで、マレーシアにおいて知的財産権の監督官庁は、「Pejabat Cap Dagangan dan Jaminhak」と呼ばれる政府機関であった。この機関の名称は、1983 年に「Pejabat Cap Dagangan dan Paten (マレーシア商標特許局)」と改められ、マレーシア商工業省の管轄下に置かれることとなった。1990 年 10 月 27 日、同省の構造改革が行われ、商標特許局(当時、すでに「知的財産部」と改名されていた)は国内取引および消費者問題省の管轄下に置かれることとなった。同省は現在「国内取引、協同組合および消費者保護省」と呼ばれている(以下「本省」と称する)。

知的財産に対する国内水準ならびに国際水準の発展を受けて、「2002 年マレーシア知的財産公社法」(以下「知的財産公社法」と称する)の施行により、知的財産部は 2003 年 3 月 3 日付で法人化され、マレーシア知的財産公社 (PHIM) と呼ばれる半自治的な機関となった。その後、知的所有権の日が制定された 2005 年 3 月 3 日を以て、同公社はその略称を PHIM から MyIPO に改めた。MyIPO の権限および機能は知的財産公社法に規定されている。MyIPO の運営を率いるのは長官であり、副長官がそれを補佐している。現在、副長官の数は 2 名である。

### 1-1. MyIPO の長

MyIPO の長官は特許登録官を兼務する（その他にも商標登録官、工業意匠登録官、地理的表示登録官を兼務している）。長官と副長官は本省の長である国務大臣によって任命される。大臣は知的財産公社法に基づき、大臣自身が決定する条件に従って、知的財産もしくは知的財産関連問題に関する知識や経験を備えた適格な人材を長官に任命することになっている。

### 1-2. MyIPO の組織

MyIPO の特許部門は、特許審査課と特許方式課の2つの課を有する。特許の実体審査は特許審査課に所属する審査官によって実施される。特許審査課はさらに2つの班（エンジニアリング班と応用科学班）に分かれている。エンジニアリング班は、機械および電子機械工学、電気（電力）、電気通信、電子工学、マイクロ電子工学、自動車、民生および環境技術、光学および機器、経営および情報システム、ネットワークおよびその構成部品に関連する発明を担当している。応用科学班は、無機化学および電気化学、ポリマー技術、樹脂および接着剤、石油化学および油脂化学、光化学および微生物、バイオテクノロジー、医薬品に関連する発明を担当している。

特許方式課の業務には、特許出願に関する形式的要件の審査、出願人および発明者の所有権、名称（氏名）、住所に変更があった場合の変更登録、出願人の代理人となる弁理士の選任、特許証の発行、既存の特許の更新その他の特許付与後の事務処理などが含まれる。

本稿で用いられている「特許」という用語には小特許（1983年マレーシア特許法では「実用新案」と呼ばれている）が含まれる。

### 1-3. MyIPO の規模

現在、MyIPO の職員の総数は約420名であり、そのうちの約60人が特許審査官である。

## 2. 特許出願の審査

出願の審査にあたり、審査官は、特許が申請された発明を調査する先行技術調査を実施することになっている。調査は、審査官が入手可能な公開技術文献について行われる。そのような文献としては、オンラインや特許登録局のライブラリーで閲覧可能な特許文献（マレーシア、米国、日本、イギリス、特許協力条約および欧州）等が挙げられる。審査官は、学術文献を参照することもある。国内データベース（IP ONLINE）や、PATENSCOPE、ESPACENET、GOOGLE PATENT、USPTO、DEPATISNET、Epoque Net、GPI 等の各種データベースが調査資料に含まれることもある。

先行技術調査の目的は、審査対象となる出願の出願日もしくは優先日より前に公開された文献を特定し、特許出願の請求項により定義された発明の新規性および進歩性に関する審査官の判断に役立てることである。出願日もしくは優先日より前に公開されていなかった国内特許出願であっても、その出願日もしくは優先日が審査対象の特許出願の出願日もしくは優先日より早く、かつ、審査対象の特許出願に示されている主題を開示している場合は、それらの国内特許出願も調査対象に含まれる。調査の終了後、審査官は調査で特定された文献や自らの知識および経験に照らして特許請求された発明の新規性および進歩性を判断し、実体審査報告書を発行する。マレーシア出願の発明と同じ発明が他の国および地域でも出願されており（以下、「対応外国出願」と称する）、この対応外国出願に関する調査報告書や審査報告書が発行されている場合、MyIPO における調査および審査は迅速に処理される。なお、審査官への出願の割当に関しては現在のところ統計資料が提供されていない。

## 3. 審査官の教育および訓練

特許出願人へのサービスの品質を担保するため、MyIPO は、特許審査官への教育および訓練を絶えず実施し、知的財産問題に触れる十分な機会を審査官に与えることを確約している。就任して1~2年目の審査官は継続的な研修を受け、研修指

導者や主任審査官の下で学ぶことになる。就任して2~4年目の審査官の場合、国内外で実施される研修会に出席し、各国の知的財産当局や国際的な知的財産機関が実施するセミナー、討論、およびフォーラムに派遣されている。

すべての審査官は、基本的な特許性判断の技能を習得するために1年間の研修を受けるとともに、指導者の下で実務を行うことになっている。この研修は、主任審査官（審査官として10~13年の経験を有する者）および各部署の長によって行われる。最初の6か月の研修を終えると、新任の審査官たちは実際の出願を審査する任務を与えられる。最初に審査するのは対応外国出願の存在する特許出願（PCT出願など）である。ある程度経験を積むと、完全な審査、すなわち、対応外国出願の調査結果や審査結果に頼ることなく、自身の能力のみで審査する必要がある特許出願の審査を行う。この段階を経て、審査官は、監督者の指導なしに独自の判断で審査報告書、すなわち「拒絶理由通知」もしくは「特許査定」を作成する資格があるとみなされる。審査官の新規採用は、1~2年契約に基づいて行われるのが一般的である。彼らが審査官として永続的な地位を得るためには、新人研修を受けた上で試験に合格することが必須となる。

審査官補と主任審査官との違いは、特許審査に関する経験の違いであり、課される責任の違いでもある。審査官補は主任審査官と比べて審査する出願の件数が少ない。主任審査官は出願の審査を行うだけでなく、特許審査便覧の改訂、他の知的財産機関の教育、特許の品質管理、「技術イノベーションサポートセンター」などの特許関連プロジェクトを率いる業務を与えられる。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)